

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担 当 課	文化振興課
委 託 業 務 名	大津市民会館空調用熱源設備（吸収冷温水機1号機）更新業務
委 託 業 務 場 所	大津市島の関
概 要	<p>1. 更新機器 本業務の対象とする機器は、以下のとおりとする。 吸収式冷温水発生機（1号機）の更新 （既設）Σ IEG-200AD6→（更新後）NEG-210AN6A 1台</p> <p>2. 作業内容 本業務で実施する内容は、以下のとおりとする。</p> <p>1）上記更新機器の更新 2）更新機器の動作試験並びに既設2号機との連動性の確認 3）消防検査等法令上必要な手続きの一切</p>
契 約 期 間	令和8年4月1日 から 令和8年6月30日まで
契 約 年 月 日	令和8年4月1日
契 約 金 額	36,300,000円
契 約 の 相 手 方	〔所在地〕滋賀県守山市伊勢町627番地 〔名 称〕川重冷熱工業株式会社 京滋支店
契 約 相 手 方 の 選 定 理 由	<p>大津市民会館の空調設備については、運転に関し既存設備（2号機）との連携操作が極めて重要となる。当該事業者は既存2号機の製造・保守を実施しており、万一の故障にも24時間監視による対応や、施設内の設備にも精通しており包括的保守が可能な唯一のメーカーである。</p> <p>これらのことから、本更新業務は、既設の設備等と密接不可分の関係にあり、本更新を同一施工者以外の者に施工させた場合、会館の運営に著しい支障をきたす恐れのある設備、機器等の増設、改修等であるため、当該業者に委託する。</p>
根 拠 規 定	<p>地方自治法施行令第167条の2第1項</p> <p>(2) 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。</p> <p>(5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。</p> <p>(6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。</p> <p>(7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。</p>

(注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。

2 地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。